

# 補 足 説 明 書

徳島県県土整備部営繕課

## 1 工 事 名

R 7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事管（着手日指定型）

## 2 別途発注工事

建築工事、電気工事

## 3 設計事務所による工事監理

あり

※工事監理業務の権限及び内容は、「別紙1」によるものとし、設計変更については、発注者の監督員の指示がない状況で施工してはならない。

## 4 設計図書の閲覧・質疑

提出用内訳書、設計書（金抜き）及び図面については徳島県入札情報サービス（県PPI）に掲載している。

設計書（金抜き）の内容は入札金額算定のための参考資料であり、契約後は設計書（金抜き）に関する質疑は受け付けない。

設計図書に質疑がある場合は、入札公告に記載の「設計図書等に関する質問書の提出期間」に書面により質問書を営繕課に提出すること。

## 5 現地調査

現地調査は行うことができるので、希望者は、事前に施設管理者へ連絡をし、了解を得ること。なお、当該調査は施設の運営時間内に行うものとする。

## 6 注意事項

落札者は次の書類について直ちに提出すること。

- (1) 単体の場合  
免税事業者である場合、免税事業者届出書
- (2) 共同企業体の場合  
・各構成員が免税事業者である場合、免税事業者届出書  
・各構成員の出資比率（甲型）又は分担工事額（乙型）がわかるもの

## 7 工事成績評定の選択制

- (1) 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- (2) 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者の契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- (4) 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

※工事成績評定の選択制試行要領

## 8 内訳書の提出

電子入札に添付する内訳書は、徳島県入札情報サービス（PPI）に掲載の設計書（金抜き）の工事内訳及び科目別内訳の項目に沿って算定し、提出用内訳書のファイルで作成し、ファイル名を会社名（正式名称でなくても、特定できればよい。）として提出すること。

## 9 契約締結手続き

### (1) 契約保証金

- ① 設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。
- ② 金融機関等の保証契約を締結するためには、数日間の事前調査期間が必要であり、場合によっては、7日以内に保証契約ができない場合があるので、入札前の早い時期に審査申し込みをすること。

### (2) 法定外労災保険の付保

- ① 受注者は、本工事の契約工期を内包する保険期間による法定外労災保険に加入すること。
- ② 当初契約時に法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。
- ③ 本工事の工期を変更したことにより、工期が法定外労災保険の保険適用外に及んだ場合、受注者は、速やかに変更後の工期による保険期間の変更又は保険の追加契約を行い、変更又は追加して契約した法定外労災保険の加入が証明できるもの（加入証明書の写し等）を提出すること。

※法定外労災保険について

従業者等が業務上の災害によって身体の障害（後遺障害、死亡を含む）を被った場合に、法定労災保険の給付に上乗せして雇用者が従業者又はその遺族に支払う金額に対し、保険会社が雇用者に保険金を支払うことを定める契約を言う。

## 10 現場代理人および主任技術者等選任通知書

受注者は、「現場代理人及び主任技術者等選任通知書（以下「選任通知書」という。）」を、総合評価落札方式の場合は、落札候補者となった時点で発注者の契約担当者へ、その他の場合は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。

ただし、共同企業体の場合は、代表構成員は現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を選任することとし、その他の構成員は主任技術者を選任することとする。

なお、この選任通知書の提出後、その内容を変更しようとする場合は、監督員と協議しなければならない。

また、監督員との協議により変更が認められたときは、変更日から14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に監督員に変更した選任通知書を提出し、確認を受けなければならない。

## 11 「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」の適用

受注者は、前条の規定のほか、現場代理人及び主任技術者等に関する取扱い（通知方法、雇用関係、現場代理人の常駐、主任技術者等の専任、他工事との兼務、途中交代等）は、「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」によらなければならない。

## 12 請負代金の中間支払い

請負代金の中間支払いを受けようとするときは、電子入札ホームページに掲載の中間前金払の要件を満たした上で、発注者の認定を受けなければならない。

※H23.11.1中間前金払対象拡大.pdf

徳島県電子入札HP : <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/archives/1089>

### 1.3 特定元方事業者の指名

労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する措置を講ずべき者として、本工事の別途発注工事である「R7 営繕 渦の道 鳴・鳴門 待合室等改修工事建築（着手日指定型）」の受注者が指名される。

### 1.4 担い手確保工事（受注者希望型）

本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保工事（受注者希望型）」であり、徳島県の定める「担い手確保工事实施要領（営繕工事編）」を適用する。

### 1.5 余裕期間制度（着手日指定型）

本工事は、受注者が人員や資機材を効率的に配置することによる生産性の向上を目的とした、余裕期間制度（着手日指定型）の試行工事であり、徳島県営繕課の定める「余裕期間制度（着手日指定型）実施要領」を適用する。

本工事の工事着手日は令和8年5月15日、工期終期は令和9年3月10日とする。なお、受注者は、工事着手日の前日までは、現場に搬入しない資材等の準備や現地調査を行うことができるが、現場事務所の設置、現場への資材の搬入及び仮設物の設置など、工事の着手を行ってはならない。ただし、工期始期から発注者の指定する工事着手日までの期間内に、関連工事の進捗状況や関係者の同意などにより、着手時期の制約が解消された場合は、監督員の承諾を得て工事着手日を変更することができる。

受注者は、工事着手日を工事着手日から起算して14日以内（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）に提出する工程表に明記しなければならない。

## 1 監理業務内容

### (1) 設計監理業務

- ア 設計意図を工事請負業者に正確に伝えるために必要な打合せ及び図面等の作成
- イ 設計図書に基づいて工事請負業者が作成する各種施工図、模型、材料、仕上げ見本及び機器製作図の検討及び承諾
- ウ 設計変更が生じた場合の、県監督員等との協議並びに設計変更図書の作成及び工事費の積算

### (2) 現場監理業務

- ア 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事施工状況の検査及び工事材料の試験若しくは検査
- イ 契約の履行に関し、県監督員が工事請負業者に対して行う指示、承諾又は協議についての事前の検討
- ウ 工事に関連する関係諸機関との協議
- エ 関連する2以上の工事における工程等の調整
- オ 県監督員と工事請負業者及び関係機関等との連絡
- カ 工事の内容に変更等の必要があると認められた場合、その理由及び事項の報告。
- キ 対象工事の竣工検査及び部分払い検査に対する協力
- ク 契約図書に基づき、工事請負業者から県監督員に提出される書類等の整理
- ケ 工事に関する官公署への提出書類等の作成

## 2 業務の処理要領及び権限

- (1) 監理業務受託者と県監督員の処理業務については、別表「工事監理業務一覧表」によるものとする。

なお、別表に定めのない事項については、両者協議のうえ実施するものとする。

- (2) 契約書第18条、第19条又は第19条の2の規定により図面又は仕様書等を変更することとなる場合においては、契約変更の前に当該変更の内容をあらかじめ県が受注者に書面で指示することとし、受注者はその書面を得てから施工すること。

## 工事監理業務一覽表

業務事項	監理業務受託者		県監督員					備考						
	立会	指示	承認	検査	協議	調査	報告		立会	同意	承認	検査	処理	
<b>1 書類関係</b>														
工事工程表											○		○	工程段階支払率表による 県へ直接
現場代理人及び主任技術者 等選任（変更）通知書											○		○	県へ直接
施工管理技術者				○							○			
技術者台帳											○		○	県へ直接
電気保安技術者				○							△			
工所用電力設備保安責任者				○							△			
技能資格者証明				○							△			
技能士チェックシート				○							△			
施工体系図				○				△	○			○	△	
施工体制台帳				○				△	○			○	△	
再下請負通知書				○				△	○			○	△	
工事实績情報サービス （CORINS）											○		○	県へ直接
官公署竣工検査	○			○					○	○		○	○	消防署、労基局、警察署、 保健所等
工事部分払検査請求書				○							○		○	
工事施工報告書				○							○		○	
工事報告（進達・質疑）書											○		○	
火災保険等				○							○		○	火災保険、建設工事保険
事故報告書				○				○	○			○	○	
工事中止・解除通知	○							○	○	△		○	○	
設計変更箇所一覽表				○				△	○			○		計画通知と発注図の整合確認 及び報告書の提出を含む ※
設計変更箇所確認書				○							○		○	
材料品検収願				○				△	○			○		出荷証明等
工事竣工検査請求書				○							○		○	
完成図・工事写真 その他				○							○		○	保全に関する資料

業務事項	処理区分	監理業務受託者							県監督員					備考
		立会	指示	承認	確認	検査	協議	調査	報告	立会	同意	確認	検査	
<b>2 準備</b>														
工事予定表					○				○		○			
実施工程表			△	○					○		○			
総合施工計画書			△	○					○		○			
施工見本		△		○	○				○	△	○			
仕上材、(色)の決定		○		○	○				○	△	○			
施工図			△	○					○		△			
工種別施工計画書			△	○					○		○			
<b>3 材料</b>														
配合計画書			△	○					○		○			
機器製作図 (機材承認図)			△	○					○		○			
同等品使用願					○			○	○			○		○
材料品検収願			△	○		○			○		○			
材料・製品検査(試験) 工場検査		△	△		○	△			○	△		△	△	
<b>4 安全関係</b>														
支障物件確認書		○			○				○	△		○		支障物件確認書
		県監督員の確認後の工事着手とする。												
仮囲い等		○			○				○	△		△		安全再確認シート
墜落防止チェックシート					○				○			△		
足場		○			○				○	△		○		足場チェックリスト
		県監督員の確認後の足場使用開始とする。												
<b>5 施工</b>														
監督員事務所			△	○					○			○		
敷地調査		○			○				○	△		△		
一工程の施工確認		○	△	○	○	○			○	△	○	△	△	1工程毎
工法提案							○		○			○		
ベンチマーク		○	△			○			○	△		△		
地縄張り		○	△			○			○	△		△		
遣りかた		○	△			○			○	△		△		
墨出検査		△				○			○	△		△		
発生材処理		△			○				○	△		△		

処理区分 業務事項	監理業務受託者							県監督員					備考	
	立 会	指 示	承 諾	確 認	検 査	協 議	調 査	報 告	立 会	同 意	確 認	検 査		処 理
鉄筋組立	○		○		○			○	△		△			各部位毎
鉄筋超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
コンクリート工事	○		○		○			○	△		△			
鉄骨超音波探傷試験	○		○		○			○	△	△	△			
鉄骨締付建方	○		○		○			○	△		△			
機器搬入取付			○		△			○		△	△			
各工事区分間の調整			○	○			○	○		○			○	
施設管理者と各工事との調整			○	○			○	○		○			○	
埋設物等の重要な施工	△		○	○	○			○	△	○	△			スラブ配管、インサート取付等
設備機能試験 (検査・調整を含む)	○				○			○	△		△			
各種測定結果表				○				○			△			
公害関係	○		○					○		○			○	
部分払検査 中間検査	○				○			○	○			○	○	
竣工検査	○				○			○	○			○	○	
手直し検査	○			○	○			○	○		○	○	○	

凡例：△ 必要とする場合のみ

(注)：立会等 $\square$ の用語の定義は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書による。  
対象工事により必要となる業務事項を適用する。